

2022年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）のうち、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におかれましては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 北海道労働局長、北海道最低賃金審議会会長